

〔科目名〕 民法	〔単位数〕 4 単位	〔科目区分〕
〔担当者〕 小林 直樹	〔オフィス・アワー〕 時間: 場所:	〔授業の方法〕 講義
〔科目の概要〕 <p>私たちは、法と無関係に生活することはできません。つまり、日常生活のあらゆる場面で法と結びついているということです。そのため、法に則って行動することでトラブルを回避し、安心して生活をおくることができます。しかし、法から逸脱するならば、私たちは何かしらのトラブルに巻き込まれ、人の権利を侵害する加害者となり、反対に、権利を侵害される被害者になることがあります。そのため、社会経験の浅い若い人ほど、法を学ぶ意義は大いにあります。なかでも、私たちの生活に関する法が民法ですが、その知識を身につけることは日常生活で大いに役立ちます。</p> <p>教養としての民法の知識を身につけ、「考え方」を修得することが、安心や安全な生活につながるといえます。</p> <p>本講義では、教養としての民法の知識を修得し、その「考え方」を修得することを目的とします。その際、報道番組や新聞記事等の具体的事例を通じて理解を深め、実生活で教養としての民法の知識や「考え方」を実践できるようになることを目的とします。</p> <p>なお、進捗状況によっては、授業スケジュールおよびその内容について若干の変更もありえます。</p>		
〔授業科目群・他の科目との関連付け〕・〔なぜ、学ぶ必要があるか・学んだことが、何に結びつくか〕 <p>本講義の目標は、まずもって教養としての法または民法の「考え方」を修得することです。ただ、法というものは、時代や国・地域によって変化します。具体的には、日々の社会現象(動物の福祉の問題、人の生命や人生設計等のライフスタイルのあり方をめぐる問題、情報化社会における個人情報保護の問題、AI の進化、企業と人権問題等)に影響を受けてダイナミックに変化します。そのため、法のバックグラウンドとなる、自然科学、人文科学を学ぶことも必要となります。とりわけ、多様化する社会においては、興味関心のある分野を学びつつ、併せて法または民法の「考え方」のバリエーションを増やしてほしいと思います。それにより、バランスを欠いた単眼的見方ではなく、バランスのとれた複眼的見方を得ることができると考えています。</p>		
〔科目の到達目標(最終目標・中間目標)〕 <p>まず、法について理解し、民法に関する基本的な用語を理解することを中間目標として設定しています。次に、以下の点を最終目標として修得してほしいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法や民法の基本的な用語等を理解し、説明できるようになる。 (2) 法や民法の「考え方」を理解する。 (3) 法や民法の「考え方」を理解したうえで、それを説明できるようになる。 (4) (1)～(3)をもとに、社会における法的な問題について、自分の考えを自分の言葉で説明できるようになる。 		
〔学生の「授業評価」に基づくコメント・改善・工夫〕		
〔教科書〕 とくに指定しません。 必要に応じて、参考となる書籍を紹介します。		
〔指定図書〕 必要に応じて、参考となる書籍を紹介します。		
〔参考書〕 渡邊力ほか『民法入門ノート〔第2版〕』(法律文化社、2024)、道垣内弘人『リーガルベイス民法入門〔第5版〕』(日本経済新聞出版、2024)、潮見佳男ほか『18 歳からはじめる民法〔第 5 版〕』(法律文化社、2023)、潮見佳男『民法(全)〔第 3 版〕』(有斐閣、2022)、池田真朗ほか『民法 Visual Materials〔第 3 版〕』(有斐閣、2021)、吉田利宏『元法制局キャリアが教える民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021)など。		
〔前提科目〕		

[学修の課題、評価の方法](テスト、レポート等)

前記「科目の到達目標」で記したとおり、用語の理解にとどまらず、多様な「考え方」を理解し、自分の言葉で説明することが本講義の目指すところです。定期試験では、到達目標の達成度をはかるために、用語の説明問題などを出題する予定です。

なお、講義に出席しただけでは、学んだことが知識として定着することは困難と考えます。1回の講義につき予習・復習を行い、全30回の講義で十分に予習・復習が実行されていることも評価していきたいと考えます。すなわち、講義中に、前回学んだ内容についての確認の質問や、予習が実行されているか確認の質問を行い、受け身の受講ではなく、投げかけられた質問に対する応答、積極的な受講姿勢についても評価したいと考えます。

[評価の基準及びスケール]

原則、定期試験100%により評価を行います。

試験の評価基準については、科目の到達目標の達成度を測ることになります。

なお、講義への積極的な参加を評価することとし、習熟度を確認するため時折質問をしますが、それに対する応答等の発言者に対しては加点を行う予定です(正解・不正解は問いません)。

[教員としてこの授業に取り組む姿勢と学生への要望]

本講義で学ぶ内容は、社会の出来事と無関係ではない法に関する事柄です。日頃から、報道番組や新聞記事に目を通し、私たちを取り巻く社会で何が起きて何が問題となっているのか、ということに関心を持ってほしいと思います。社会を知る、関心を持つことが、法または民法を学ぶことにつながるからです。

また、前記「評価の方法」と「評価の基準」において触れたように、講義中、受講生に質問することが少なくありません(正解・不正解は問いません)。自分の考え方を正確に伝えるという意識をもって発言や応答を試みてほしいと思います。さらには、本講義を卒業後に求められるコミュニケーション能力の涵養の場として活用してほしいとも思います。コミュニケーション能力の重要な一つの点は、自分の言葉で自分の考えを正確に発することです。受講に際して受け身になるのではなく、教員とのコミュニケーションや他の受講生とのコミュニケーションを積極的におこない、講義が自己の成長発達の間となることを意識して受講してほしいと考えます。

[実務経歴]

該当なし

授業スケジュール

第1回	テーマ(何を学ぶか):イントロダクション——社会における法・法律の役割—— 内 容:民法が私たちの生活とどのようにかかわるのかについて、物語を素材にして理解します。第1回は、法を学ぶことの導入であり、実際に法(法律)を用いて社会問題の解決と、法(法律)が社会でどのように機能するのかを体験し、法(法律)の役割を理解していこうと考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第2回	テーマ(何を学ぶか):民法とは何か① 内 容:民法について、その役割と目的について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第3回	テーマ(何を学ぶか):民法とは何か② 内 容:民法の歴史や解釈などについて学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第4回	テーマ(何を学ぶか):総則① 内 容:権利を有するのは何か。「権利能力」や「物」などについて学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第5回	テーマ(何を学ぶか):総則② 内 容:自分が権利を持っているなら自由に使えるかなど、「信義則」や「権利の濫用」などについて学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第6回	テーマ(何を学ぶか):総則③ 内 容:団体も「人」として扱われるのか、について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。

第7回	<p>テーマ(何を学ぶか):総則④ 内 容:「時効」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第8回	<p>テーマ(何を学ぶか):総則⑤ 内 容:「法律行為」や「代理制度」などについて学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第9回	<p>テーマ(何を学ぶか):物権法① 内 容:物に対する権利の性質や種類について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第10回	<p>テーマ(何を学ぶか):物権法② 内 容:他人の物が邪魔で自分の物を使えないとき、どのような主張ができるのか、について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第11回	<p>テーマ(何を学ぶか):物権法③ 内 容:物を買ったらいつから自分の物になったといえるのか、という「物権変動」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第12回	<p>テーマ(何を学ぶか):物権法④ 内 容:土地を買ったことを登記で公示しないとどうなるのかといった、「公示の原則」などについて学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第13回	<p>テーマ(何を学ぶか):担保物権法① 内 容:貸したお金を確実に返してもらうにはどうすればよいのか、について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第14回	<p>テーマ(何を学ぶか):担保物権法② 内 容:民法の規定にある「担保物権」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第15回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権総論① 内 容:買った物が受け取る前に壊れていたなど、「契約の双務性」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第16回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権総論② 内 容:商品を買った相手が代金を払わないなど、「契約の不履行」の対処について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第17回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権総論③ 内 容:債権者は債務者の持つ権利を代わりに行使できるかなど、「責任財産の保全」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第18回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論① 内 容:「契約」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第19回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論③ 内 容:契約を結ぶと絶対に守らなければならないかなど、「契約の有効性」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>

第20回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論④</p> <p>内 容:うその契約への対処、間違えたり騙されたりした契約への対処について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第21回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論⑤</p> <p>内 容:物を売ったり買ったりすることとはどういうことかなど、「売買契約」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第22回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論⑥</p> <p>内 容:貸したお金が返ってこなかったらどうするのかなど、「消費貸借契約」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第23回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論⑦</p> <p>内 容:家を借りるなど「賃貸借契約」について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第24回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論⑧</p> <p>内 容:「不法行為」および損害賠償を請求できる場合について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第25回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論⑨</p> <p>内 容:損害賠償を請求された被告がどのような反論をするのか、について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第26回	<p>テーマ(何を学ぶか):債権各論⑩</p> <p>内 容:自分が加害者でなくても責任を負うことはあるのかなどを学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第27回	<p>テーマ(何を学ぶか):親族①</p> <p>内 容:結婚・離婚は自由にできるのか、について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第28回	<p>テーマ(何を学ぶか):親族②</p> <p>内 容:親子関係はどのように決まるのか、について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第29回	<p>テーマ(何を学ぶか):相続①</p> <p>内 容:家族が亡くなったとき、その遺産はどうなるのか、について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第30回	<p>テーマ(何を学ぶか):相続②</p> <p>内 容:遺言で自由に何でも決めることはできるのか、について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
試験	<p>筆記試験を実施します。講義中に扱った範囲から出題します。</p>